

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 員 定款第5条に定める会員をいう。
- (2) 役 員 理事及び監事をいう。
- (3) 医道審議会委員 定款第36条の規定に基づく医道審議会の委員をいう。
- (4) 部 員 定款第55条の規定に基づく部の部員をいう。
- (5) 委 員 会務運営規程第6条の規定に基づく委員会の委員をいう。
- (6) 報 酬 等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。なお、退職手当とは、役員を辞任したことを事由として本会から支払を受ける金銭、物品その他の経済的利益をいう。
- (7) 費 用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の区分等)

第3条 役員には、役員報酬及び通勤手当を支給することができる。

- 2 役員が退職したときは、当該役員が退職した日以後、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 当会の役員報酬は、当分の間無報酬とする。

- 2 前条第2項の退職手当は、当分の間支給しないものとする。

(報酬の支給)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接支給するものとする。

- 2 退職手当は、その金額を通貨で、退職後2ヶ月以内に支給するものとする。ただし、退職手当は通貨以外の物品で支払うことができるものとする。
- 3 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 本会は、役員・部員・委員・会員が会務の遂行に当たって負担した費用の実費弁償を本旨とする。

- 2 前項にかかわらず、東京都よりの委託事業等、契約に基づく費用は、その契約の定める単価によって支払うものとする。
- 3 役員・部員・委員・会員が会務の遂行に当たって会議等に出席した場合は、以下に定める費用を支払うものとする。

区 分	金 額
①当会の理事会・部会・委員会等の会合に出席する場合	3,000 円／1回
②西多摩管内で開催される会合等に出席する場合	3,000 円／1回
③西多摩管外で開催される会合等に出席する場合	6,000 円／1回
④生活保護の指導に関わる立会いの場合	10,000 円／1回
⑤診療報酬に関わる審査会に委員として出席する場合	50,000 円／1月

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない